

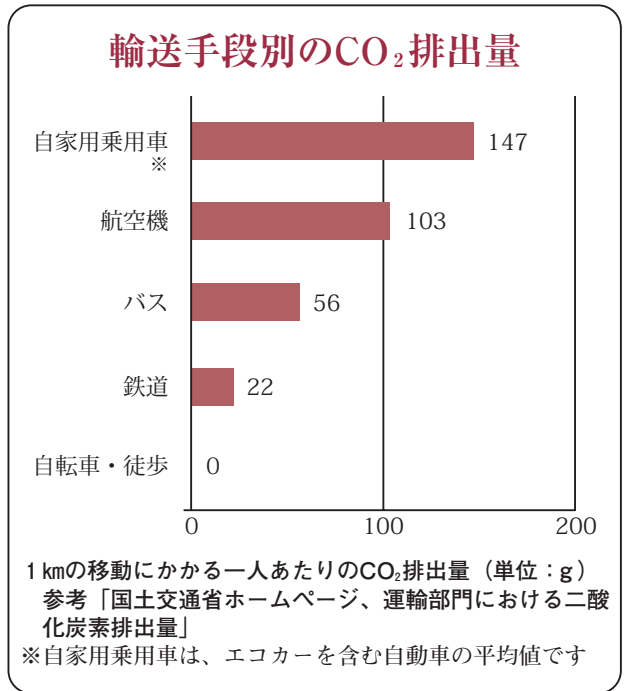
自転車は、ルールを知って安全に運転

◆自転車は、環境にやさしい乗り物です

ガソリン乗用車は、CO₂の大量排出源の一つで、ガソリン1ℓを消費すると、2.3kgものCO₂を排出します。したがって自家用車からのCO₂排出量を減らすことは、きわめて重要な地球温暖化対策の一つになります。日本における温室効果ガス削減対策の基本方針となる「地球温暖化対策推進大綱」では、国民の生活様式（ライフスタイル）を見直すことが必要であり、交通渋滞などの緩和につながる化石エネルギーを使用しない自転車利用を推進していくことが、主要な政策の一つとなっています。しかしながら、市内での移動を全て自転車に、というのは無理があります。ちょっとした買い物や通勤など、往復10km程度の距離を週に1～2回自転車にする、といった方法でも十分に効果があります。近所に出かける際には、徒歩や自転車の利用を心がけましょう。

右のグラフは、同じ距離を走行した際のCO₂排出量の比較です（平成25年度）。これを見ても、自家用車から出るCO₂がいかに多いかが分かります。遠方に行く際にも、なるべく鉄道などの公共交通機関を利用することで、CO₂の削減につながります。

平成26年度に市では自転車に関連した交通事故が23件（死者数1、負傷者数22）発生しています。自転車の利用にあたっては、運転者としての責任・マナーを自覚し、交通ルールを守りましょう。



◆知っていますか？「自転車安全利用5則」自転車は左側通行

自転車を利用する上で、国土交通省が掲げている「自転車安全利用5則」は、自転車運転者が守るべき原則ですが、中にはあまり知られていない項目も含まれています。この機会に再確認しておきましょう。

自転車は、車道が原則、歩道は例外	ただし、次の場合は歩道を通ることができます。 ○「歩道通行可」の標識（右図上）や道路標示がある場合（右図下） ○13歳未満の子どもや70歳以上の人、身体障がい者が運転する場合 ○道路工事や道幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合
車道は左側を通行	後方からくる車に注意。道路（車道）の左側の端に寄ること
歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行	歩行者のじゃまになりそうときは一時停止
安全ルールを守る ○飲酒運転、二人乗り、並進の禁止 ○夜間はライトを点灯 ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認	○交差点では一時停止。標識のある交差点では、必ず一時停止しなければならない ○夜間はライトを点灯し、反射板も活用 ○青信号でも車に目配り ○自転車も飲酒運転は禁止 ※酒酔い運転の罰則…5年以下の懲役または100万円以下の罰金
子どもはヘルメットを着用	自転車を運転する13歳未満の子どもや、補助いすなどで自転車に同乗する6歳未満の子どもにヘルメットを着用させるように努めましょう。



歩道通行可

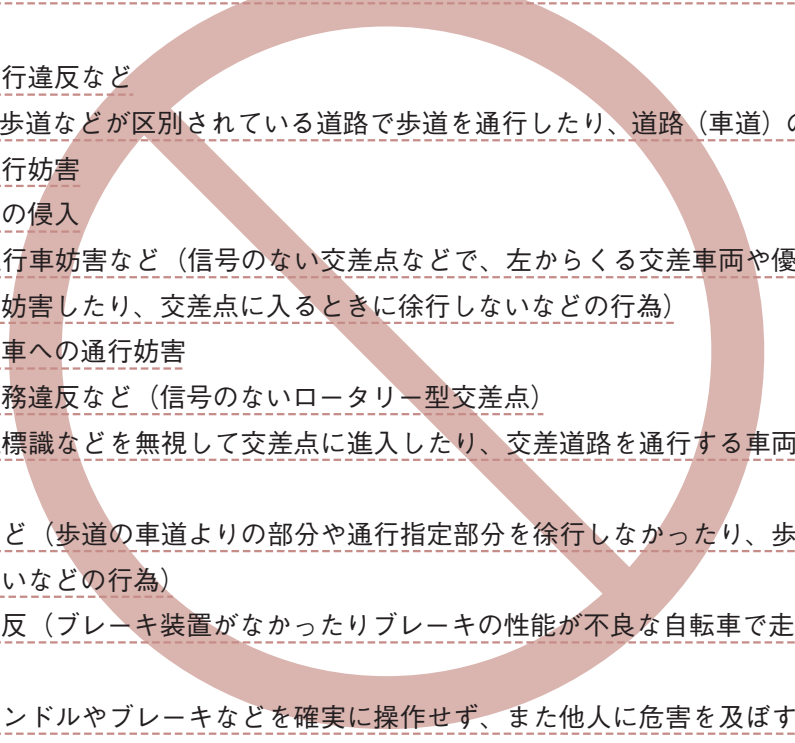


道路標示

◆危険行為を繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講義務があります

平成27年6月1日から、改正道路交通法の施行により、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返した場合、「自転車運転者講習」の受講が義務となりました。この講習は、違反の内容に応じた個別的指導を含む3時間程度の講習で、講習手数料の標準額は5,700円となっています（都道府県条例による）。公安委員会に命令されてから3か月の期間内に受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられます。下表は、特定の危険行為の一覧です。自転車も車両であることを自覚し、交通ルールを守り、安全な運転を今後も心がけましょう。

◆特定の危険行為 14 項目

- 
- ①信号無視
 - ②通行禁止道路の通行（「歩行者用道路」など、道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為）
 - ③歩行者専用道路での徐行違反など
 - ④通行区分違反（車道と歩道などが区別されている道路で歩道を通行したり、道路（車道）の右側を通行する行為）
 - ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
 - ⑥遮断機が下りた踏切への侵入
 - ⑦交差点での優先道路通行車妨害など（信号のない交差点などで、左からくる交差車両や優先道路などを通行する交差車両などの通行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為）
 - ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
 - ⑨環状交差点安全進行義務違反など（信号のないロータリー型交差点）
 - ⑩一時不停止（一時停止標識などを無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両などの通行を妨害する行為）
 - ⑪歩道での歩行者妨害など（歩道の車道よりの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為）
 - ⑫制動装置不良自転車違反（ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為）
 - ⑬酒酔い運転
 - ⑭安全運転義務違反（ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為）

COP21（国連気候変動枠組み条約第21回締結国会議）で決まったこと

地球温暖化の影響が深刻化する中、世界中から注目されていたCOP21は、昨年12月12日パリで新しい国際的枠組み条約となる「パリ協定」を採択し閉幕しました。

採択されたパリ協定の骨子に、①産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑えることを目指すこと、また1.5℃未満も努力すること、②すべての国・地域を対象とすること、③長期目標として、できるだけ早く世界の温室効果ガス排出量を頭打ちにし、今世紀後半に実質ゼロにすること、④各国・地域に削減目標（約束草案）の作成と報告書の提出、ならびに5年毎の見直しを義務付けたこと、が明示されたことは大きな前進でした。特に、京都議定書には加わっていない排出量世界第1位～第3位の中国、アメリカ、インドが約束草案を提出したことは画期的でした。

しかしながら課題も残りました。排出削減目標値の決定は各国・地域の自主性に任せられ、さらに目標達成の義務はなく、法的拘束力もないことです。現在までに188か国・地域が約束草案を提出しましたが、それらの削減目標値を積算しても、上記①の国際目標を達成できません。

いずれにしても、「パリ協定」が、温暖化危機回避への第一歩とするよう、今後、各国・地域は実効性のある取り組みを進めることが求められます。